那須町

犯罪被害者等支援条例

が制定されました

那須町では、犯罪被害者等への必要な支援を推進し、町民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として那須町犯罪被害者等支援条例を令和5年4月1日施行しました。

見舞金の支給

遺族見舞金 300,000円

犯罪行為により死亡した者で、死亡時に 町民であった者の第1順位遺族となる方の代表1名

重傷病等見舞金 100,000円

犯罪行為により重傷病を負った被害者本人

居住の安定

従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図ります。

その他条例に基づく町の支援

- ○相談・情報の提供 ○安全の確保 ○人材の育成 ○教育活動の推進
- ○町民等及び事業者の理解の増進 ○民間支援団体への支援

町民の皆さまへ

那須町では、犯罪被害者等に寄り添いながら、国や栃木県、栃木県警察、公益社 団法人被害者支援センターとちぎ等と相互に連携を図り、社会全体で犯罪被害者 等を支え、必要な施策を総合的に推進していきます。

犯罪被害を受けた方々やその家族・ご遺族が再び平穏な生活を営むことができるように町民の皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

犯罪被害者等のための相談窓口

◆支援団体◆

(公社)被害者支援センターとちぎ 電話番号:028-643-3940

◆警察◆

警察安全相談電話 電話番号:028-627-9110(#9110) 性犯罪被害相談電話 電話番号:0120-363-339(#8103)

◆町◆

保健福祉課 福祉係 電話番号: 0287-72-6917

*詳しい内容については町 HP をご覧ください。